

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和5年4月26日
厚生労働省
健康局予防接種担当参事官室

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令案について、令和5年3月16日(木)から同年4月14日(金)まで御意見を募集したところ、計16件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により集約・分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、内容の検討の結果、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外に係る規定については、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)ではなく、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和4年政令第377号)において新設することといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	接種のリスクに鑑みれば、新型コロナワクチン接種事業は継続すべきではなく、改めてその安全性を確認すべき。	新型コロナワクチン接種については、接種後の副反応が疑われる症状について、医療機関等から報告された情報を収集し、定期的に行っている関係審議会で個別症例の評価や集団での系統的な分析・評価を行うことで、予防接種の安全性等を評価してきたところです。その上で、審議会においては、新型コロナワクチン接種を中止すべきとの判断には至っていないところです。 今後もワクチンの安全性に係る科学

		<p>的な知見の収集に努めるとともに、専門家に評価いただき、ワクチンの安全性の評価を適切に行ってまいります。</p>
2	<p>努力義務の規定の適用は、接種が強制(義務)であるとの印象につながるため、行うべきではない。</p>	<p>令和5年度のワクチン接種に係る予防接種の勧奨及び当該接種を受ける努力義務の規定の適用については、現時点の科学的知見や重症者を減らすという接種の目的を踏まえ、高齢者や基礎疾患を有する者といった重症化リスクが高い方に適用し、それ以外の重症化リスクが高くない方には適用しないと結論を得たところです。</p> <p>新型コロナワクチン接種は、あくまでも本人やその保護者の意思で受けていただくものであり、その旨についてはリーフレットやホームページ等も活用しながら適切に周知してまいります。</p>
3	<p>令和5年春開始接種においては、医療従事者等は、予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務の規定の適用対象とならないということに関係団体にもよく周知すべき。</p>	<p>本改正の内容については関係団体に対しても適切に周知してまいります。</p> <p>また、国民の皆様に対しても、ホームページやリーフレット等の様々な媒体を通じて、適切に情報提供してまいります。</p>

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係しない御意見をいただきました。